地方自治を考える

編集委員　谷隆徳

広島 議会基本条例20年の現状

改革で成果、「お飾り」も4割

北海道栗山町が2006年に全国で初めて議会の最高規範といわれる議会基本条例を制定して20年。この間、地方議会は審議の活性化を目的に様々な改革を進めてきた。一方で、金銭授受疑惑が浮上している福岡県議会のように旧態依然の議会もある。地方議会は自治の担い手としてしっかりと変わったのだろうか。

議会基本条例は議会や議員の役割や責務、議会と首長や住民との関係を定めた条例だ。現在、全国の6割近い議会が制定している。背景には地方分権が進み、地方議会の役割が高まったことがある。住民に開かれた議会をつくり、審議を通じて政策立案力を強化する土台となるのが基本条例といえる。

この20年間を振り返ると地方議会は幾つかの点で変わった。まず、議員提案による条例の制定だ。全国市議会議長会の調査（東京の区議会も含む）によると、24年の1年間に新規の条例案を議員提案した議会は132市で計163件に上る。さいたま市の「ネット上の誹謗（ひぼう）中傷防止条例」、北九州市の「子ども基本条例」などだ。

最近でも埼玉県行田市が26年6月29日に議員提案で「足袋振興条例」を制定した。静岡市議会は静岡がプラモデルなど模型の国内出荷額が多いことを背景に「模型の世界首都条例（仮称）」の制定を検討している。

住民向けの議会報告会を開く地域も多い。議員を幾つかのグループに分けて住民と意見交換する場合が目立つ。全国市議会議長会の調査では24年の1年間に443市（全体の54%）が開催した。議員間の自由討議を行う動きも基本条例の制定をきっかけに広がっている。議長会の調査によると、24年に335市（全体の41%）と200町村（同21%）が実施した。

地方自治は首長と議員を住民がそれぞれ直接選ぶ二元代表制になっている。行政の単なる監視役にとどまらず、議員自らが自由討議を通じて地域課題への理解を深め、自ら政策を立案することは望ましい姿だろう。

一方、議会基本条例を制定したものの、お飾りに過ぎない議会もある。先ほど、335市が自由討議をしたと書いたが、基本条例などで自由討議を規定しているのは571市あり、4割の議会は実際には行っていない。

基本条例をてこに議会改革を進めるうえで重要になるのが議長の指導力だ。会派間の垣根を越えて議会がひとつのチームとして取り組まないと改革は進まない。この点で議長が短期間で代わるのは問題がある。

地方自治法では議長や副議長の任期について「議員の任期による」、つまり4年間と定めている。しかし、実際には申し合わせなどで短くする議会が多い。市議会でみると慣例や申し合わせがある650議会のうち、任期を2年とするのが71%の461議会、1年が27%の178議会に上る。都道府県でも短期交代が一般的だ。

議長ポストは魅力的なのだろう。一般の議員に比べて報酬が高いうえ、専用の部屋や公用車があり、自治体の公式行事には知事と並んで出席する場合が多い。国から叙勲される際の位も上がる。

その正副議長のポストを巡って浮上したのが福岡県議会の疑惑になる。福岡では議長は1年で交代するのが慣例になっている。金銭の授受が事実とすれば言語道断だ。議長だった蔵内勇夫氏は全国都道府県議会議長会の会長も務めていた。

蔵内氏は議員も辞職したが、福岡では議会と県の不適切な関係も明らかになっている。議長らの政治資金パーティー券を県の幹部職員が組織的に購入していたうえ、他会派が事前通知した質問内容を職員が自民党県議団に横流ししていた。

全国的にみれば、三重県議会のように議会改革で様々な成果を上げているところもある。地方議会のあるべき姿を改めて真摯に確認する必要がある。

（随時掲載）

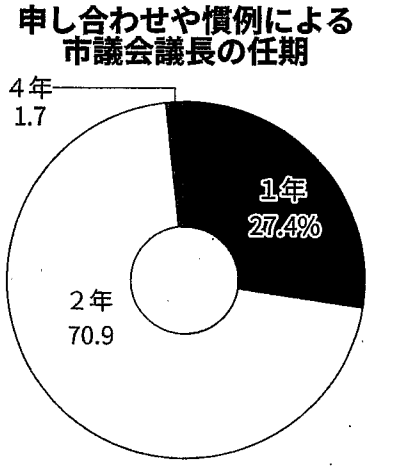

（注）2024年12月末現在　対象650議会
（出所）全国市議会議長会

福岡県議会の金銭授受疑惑を巡って録音データの鑑定結果を示した議員㊨（7月27日）

配達・購読のお問い合わせ
0120-21-4946
7時～21時
広島082-